

～ 行政・施策説明 ～
「学生アルバイトの労働条件の確保に向けた
国の取組について」

厚生労働省労働基準局労働条件政策課
労働条件確保改善対策室長

水畑 順作

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

本日の説明事項

- 1 大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査の結果
- 2 意識等調査の結果を受けた厚生労働省の取組
- 3 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンについて
- 4 各大学・短大・専門学校の皆様へ
- 5 各大学等と労働局の連携
- 6 相談対応マニュアルについて

1 大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果

大学生等に対する意識等調査の結果は、以下のとおりであった。

1 学生が経験した業種

「コンビニエンスストア」、「学習塾」、「スーパーマーケット」、「居酒屋」の順であった。

2 労働条件の明示について

労働条件を書面で示しておらず(58.7%)、口頭ですら示されていないものもあった(19.1%)

3 学生が経験したアルバイトのうち、48.2%で何らかの労働条件に関するトラブルがあったと回答。

・トラブルのうち、労働基準法違反のおそれがあるものとしては、

「準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった」(13.6%)、「1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった」(8.8%)、「実際に働いた時間の管理がなされていない(例えばタイムカードに打刻した後に働かされたなど)」(7.6%)、「時間外労働や休日労働、深夜労働について割増賃金が支払われなかった」(5.4%) などであった。

・その他、労使間のトラブルとしては、

「採用時に合意した以上のシフトを入れられた」(14.8%)、「一方的に急なシフト変更を命じられた」(14.6%)、「採用時に合意した以外の仕事をさせられた」(13.4%)、「一方的にシフトを削られた」(11.8%)

など、シフトや仕事内容についてのものが多かった。

4 アルバイトによる学業への支障については、主なものとして以下の回答があった。

- ・試験の準備期間や試験期間に休みをもらえない、シフトを入れられた、シフトを変更してもらえなかった。
- ・シフトを多く入れられたり、他の人の代わりに入れられたり、変更してもらえなかった等のため授業に出られなかった。

※大学生等1,000人を対象とした意識等調査を実施(平成27年8月～9月)

インターネットでの調査であり、アルバイトを複数経験した学生もいたことから延べ件数は1,961件。
上記は経験したアルバイトの延べ件数を記載。

2 意識等調査の結果を受けた厚生労働省の取組

○ 事業主団体・業界団体に対する文書要請を実施（実施済）

⇒要請内容は、

- ①労働基準関係法令の遵守や、
- ②学生の本分である学業に支障を来さないよう、シフトの設定上の配慮をすること など

※経済団体：日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会

※業界団体：コンビニエンスストア、学習塾、スーパーマーケット、居酒屋などの団体

⇒ 業界団体への要請は文部科学省と連携して実施

なお、業界団体への要請を受け、業界独自に自主勉強会を実施した団体もあった。
(厚生労働省からも担当者が出席し、労働関係法令について説明を実施)

○ 以下の取組を実施済、もしくは実施中

・大学生等向けのチラシ・冊子等の作成

⇒作成したリーフレットについては、文部科学省と連名で各大学等へ周知済

(多くの大学等で新入生ガイダンスなどの機会に周知いただきました。)

・大学・高校等への労働法制の普及にかかる講師派遣や、セミナー等の実施による周知・啓発

・相談への的確な対応

・法違反が疑われる企業に対する優先的な監督指導の実施

・「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施（後述）

・大学等が加盟する団体の会議の機会を活用した周知・啓発

3 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンについて

○対象期間：**平成28年4月1日～同年7月31日**

○実施事項：

- ・学生アルバイト向けの「労働条件通知書」を掲載したリーフレット等の新入生ガイダンス等での、**学生への配布や、大学、公共機関等での掲示による周知・啓発**
- ・都道府県労働局による**大学等への出張相談の実施**
- ・総合労働相談コーナーに「**若者相談コーナー**」を設置し、学生からの**労働相談に重点的に対応**

※実施にあたっては、事前に文部科学省と厚生労働省の連名で協力を要請

- ・厚生労働省・都道府県労働局のほか、**全国大学生生活協同組合連合会、全国社会保険労務士会、日本行政書士会連合会、（公社）全国求人情報協会などの関係機関においても、独自の取組を実施。**

○本年度のキャンペーンについては終了しているが、都道府県労働局に対しては、引き続き大学等と連携した取組を行うよう指示している。

4 各大学・短大・専門学校の皆様へ

<厚生労働省・都道府県労働局の取組>

厚生労働省及び都道府県労働局においては、学生アルバイトの労働条件の確保に向け、引き続き、数々の取組を行っているところです。

各大学等の皆様におかれましても、厚生労働省の施策をご活用いただくとともに、施策の実施にあたり、ご協力をいただきますようお願いいたします。

- 労働法セミナーの実施（厚生労働省委託事業：専門家の派遣）（資料1）

わかりやすい労働条件セミナー



- 都道府県労働局職員による出前講座（労働局職員の派遣）（資料2）
- ポスター・リーフレットの目に付きやすい場所への掲示及び学生への配布
- 大学等への出張相談時における相談ブース設置場所の確保、出張相談実施のアナウンス 等（アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン時）

御不明な点は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。（連絡先は資料3のとおり）

5 各大学等と労働局の連携

○学生アルバイトの労働条件の確保にあたっては、各大学等と労働局との連携が重要。(労働局に対して実施したアンケート結果は以下のとおり)

<連携の好事例>

- ・出張相談の案内を全学生に対して一斉メールで周知いただいた。
- ・県内の大学の学生課担当職員が集まる協議会に労働局職員が参加し、労働局の取組を紹介し、理解の促進に努めた。
- ・労働局と大学がタイアップのうえ、出張相談等について、両者のHPに掲載し、TVや新聞にも取り上げられ、多大な周知が図れた。
- ・出張相談にあたって、地方自治体・大学・労働局の3者が協力して実施した。

<今後の課題>

- ・一部の大学では、出張相談・講師派遣のご協力をいただけなかった。
- ・出張相談の場所の確保について、ご配慮いただきたい。
- ・出張相談・セミナー開催の周知について、ご協力をいただきたい。

⇒引き続き、労働局と緊密な連携をお願いいたします。

6 相談対応マニュアルについて

<相談対応マニュアル作成の背景>

- ・厚生労働省において、大学等の教職員の方との意見交換を行ったところ、「学生からアルバイトについて相談を受けても、どう対応すればいいのかわからない。」との声が寄せられたところ。
- ・厚生労働省においては、学生に最も身近な機関である大学等において、アルバイトに関する相談が寄せられた際の第一次的窓口機能を強化していただくべく、参考となるマニュアル(相談先などをまとめたもの)を作成し、各大学等へお示しすることとしたもの。

<マニュアルの内容>

- ・学生アルバイトに関するトラブル事例の紹介や、実際に学生からアルバイトに関する相談が寄せられた際の対応方法(専門の行政機関等の紹介)、各行政機関を活用した解決事例などをとりまとめたもの。(おって、配布と厚生労働省HPに掲載予定)
- ・日頃から、関係行政機関の業務内容や管轄する機関の連絡先を確認しておくことも必要。

ご清聴ありがとうございました。



全基連

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
National Federation of Labour Standards Associations

メルマガ配信

お問い合わせ

正会員専用

ホーム > 受託事業 > 分かりやすい労働条件セミナー(高校生版・大学生等版)



受託事業

分かりやすい労働条件セミナー
(高校生版・大学生等版)

分かりやすい労働条件セミナー
(高校生版)申込フォーム

分かりやすい労働条件セミナー
(大学生等版)申込フォーム

分かりやすい労働条件セミナー(高校生版・大学生等版) — 大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業 —

事業のご案内

近年のいわゆる「ブラック企業」問題などの背景には、企業の生き残り競争が益々激しさを増したことや関係法令の理解が必ずしも十分ではないといった「経営側の事情」があります。

一方、教育課程で身に付けておくべきものを付けないまま働き始めてしまったがために、知ってさえいれば避けられたトラブルに否が応でも巻き込まれてもみくちやにされてしまいやすいという「働く側の事情」もあります。

そこで当連合会では、「大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業」を厚生労働省から受託し、大学や高校等からの開催要望に基づき、「分かりやすい労働条件セミナー」として運営(無料)することとしました。

利用動奨用リーフレット(高校生版)はこちら

分かりやすい労働条件セミナー利用動奨用リーフレット(高校生版)【3.98MB】

利用動奨用リーフレット(大学生等版)はこちら

分かりやすい労働条件セミナー利用動奨用リーフレット(大学生等版)【3.79MB】

事業の対象

就職を控えた学生・生徒等が対象です。

なお、保護者や他校の進路担当・キャリアセンター職員の方々も学校当局等施設管理者の許可があれば聴講できます。

セミナーの態様

(1) 次のタイプのセミナーを基本としています。

- ① 高校等へ出向いての、当該高校の生徒に限定したセミナー
- ② 大学等へ出向いての、当該大学等の学生等に限定したセミナー
- ③ 前同当該大学等の学生に限定しないセミナー

(2) セミナーではテキストとして、「分かりやすい労働条件セミナー」(高校生版・大学生等版)と説明用パワーポイントシートを使用して解説します。

(3) セミナーの講師は、一定の研修を終えた労働基準監督官OBや特定社会保険労務士などが務めます。

セミナー開催の申込

セミナー(高校生版・大学生等版)は28年10月中旬からご要望の日時・場所で開催します。

(会場は学校施設を無償提供願います。)

分かりやすい労働条件セミナー(高校生版・大学生等版)

また、大学生等版は、地域内の大学等が共同して開催する方式(※)や、オープンカレッジのイベントとして開催する方式も可能です。
※共同開催の場合の会場費の負担は、ご相談に応じさせていただきます。

お気軽にお申し込みください。

[高校生版の申し込みはこちら](#)

[大学生等版の申し込みはこちら](#)

なお、お申し込み多数の場合は、ご要望どおりにはお応えできない場合があります。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 労働条件セミナー事務局
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2 立花書房ビル3F
電話 03-5283-1030 FAX 03-5283-1032
E-mail
koukou-seminar@zenkiren.com(高校生版)
daigaku-seminar@zenkiren.com(大学生等版)

[ページトップへ](#)

図書のご案内

- ▶ 就業規則関連
- ▶ 仕事と生活の調和関連
- ▶ 労務管理関連
- ▶ 法令関係
- ▶ 賃金関連
- ▶ その他図書
- ▶ 図書申込フォーム

判例検索

- 受託事業
- ▶ 新規起業事業場就業環境整備事業
- ▶ 介護事業場就業環境整備事業
- ▶ 個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及啓発事業
- ▶ 分かりやすい労働条件セミナー

セミナー等

- ▶ 第一種衛生管理者免許試験受験準備講習会
- ▶ 第二種衛生管理者免許試験受験準備講習会

全基連概要

- ▶ ディスクロージャー
- 賛助会員
- ▶ 入会フォーム

[▶ サイトマップ](#) [▶ プライバシーポリシー](#) [▶ 本サイトについて](#)

Copyright © 2015 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 All rights reserved.

学校関係者の皆様へ

大学生を中心に
積極展開

まんが知って役立つ
Q&Aの活用

アルバイトのトラ
ブル防止にも対応

・これから就職する学生、アルバイトをしている学生を
対象に、働く際のルールを具体的に説明します。

労働行政の実務者だからこそ出来る、実践的授業です！

授業の1コマや、就職支援活動の一環でご利用ください

・マンガやクイズ、平易な資料を使って、わかりやすく
説明します。



京都労働局では、これから就職する若者、アルバイトをしている若者に対し、労働法制の基礎知識を周知し、労働トラブルを未然に防ぐ取組みを平成24年12月から行っております。

セミナーの内容は、賃金、労働時間、年次有給休暇など基本的な労働条件の枠組みから必要に応じ、職場におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント問題、仕事と家庭の両立のための支援制度など、特別なテーマにも対応します。京都労働局では、大学生、短期大学生はもちろん、専修学校や高校生等に対しても労働法制セミナーを積極的に実施していくこととしています。

<これまでの実施状況>

平成 26 年度 のべ 19 回 受講者数 1,020 名

平成 27 年度 のべ 15 回 受講者数 867 名

お気軽にお問い合わせを

京都労働局 雇用環境・均等室 075-241-3212



○都道府県労働局(雇用環境・均等部(室))所在地等一覧

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
01北海道労働局	〒060 - 8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階	011-709-2715
02青森労働局	〒030 - 8558	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎2階	017-734-4211
03岩手労働局	〒020 - 8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3010
04宮城労働局	〒983 - 8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎8階	022-299-8844
05秋田労働局	〒010 - 0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第2合同庁舎2階	018-862-6684
06山形労働局	〒990 - 8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228
07福島労働局	〒960 - 8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階	024-536-2777
08茨城労働局	〒310 - 8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎6階	029-277-8295
09栃木労働局	〒320 - 0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
10群馬労働局	〒371 - 8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4739
11埼玉労働局	〒330 - 6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210
12千葉労働局	〒260 - 8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階	043-221-2307
13東京労働局	〒102 - 8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-6867-0211
14神奈川労働局	〒231 - 8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7380
15新潟労働局	〒950 - 8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025-288-3527
16富山労働局	〒930 - 8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階	076-432-2740
17石川労働局	〒920 - 0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4429
18福井労働局	〒910 - 8559	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-3947
19山梨労働局	〒400 - 8577	甲府市丸の内一丁目1-11 4階	055-225-2851
20長野労働局	〒380 - 8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎2階	026-223-0560
21岐阜労働局	〒500 - 8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜地方合同庁舎4階	058-245-1550
22静岡労働局	〒420 - 8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-5310
23愛知労働局	〒460 - 0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング11階	052-219-5509
24三重労働局	〒514 - 8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎2階	059-226-2110
25滋賀労働局	〒520 - 0051	大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階	077-523-1190
26京都労働局	〒604 - 0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 1階	075-241-3212
27大阪労働局	〒540 - 8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6941-8940
28兵庫労働局	〒650 - 0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0820
29奈良労働局	〒630 - 8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階	0742-32-0210
30和歌山労働局	〒640 - 8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1170
31鳥取労働局	〒680 - 8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1701
32島根労働局	〒690 - 0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007
33岡山労働局	〒700 - 8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
34広島労働局	〒730 - 8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9247
35山口労働局	〒753 - 8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0390
36徳島労働局	〒770 - 0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718
37香川労働局	〒760 - 0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階	087-811-8924
38愛媛労働局	〒790 - 8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5222
39高知労働局	〒780 - 8548	高知市南金田1番39号 4階	088-885-6041
40福岡労働局	〒812 - 0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4894
41佐賀労働局	〒840 - 0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎3階	0952-32-7167
42長崎労働局	〒850 - 0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階	095-801-0050
43熊本労働局	〒860 - 8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865
44大分労働局	〒870 - 0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-532-4025
45宮崎労働局	〒880 - 0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
46鹿児島労働局	〒892 - 8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
47沖縄労働局	〒900 - 0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4380